なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下の組電池であって、次表の要件を満たす数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

内　　容	リチウム金属含有量が0.3ｇ以下の単電池、組電池	リチウム金属含有量が0.3ｇを超え１ｇ以下の単電池	リチウム金属含有量が0.3ｇを超え２ｇ以下の組電池
包装物当たりの単電池、組電池の最大数	上限なし	8	2
包装物当たりの最大許容質量	2.5kg	—	—

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分の為の輸送は禁止される。

セクションＩＡ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
	旅　客　機	旅客機以外の航空機	
3090	—	35kg	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ１，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２，４Ｎ

㈱１）その他の有害物件として取り扱うこと。

２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。

６）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

セクションＩＢ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物の許容質量		外　装　容　器
	旅　客　機	旅客機以外の航空機	
3490	—	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第５条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。

２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器に収納されること。

６）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。

７）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。ただし、当該事項を第17条第１項で定める書類に記載した場合は、この限りでない。

ア）包装物にリチウム金属電池が収納されている旨

イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨

ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）

エ）荷主の電話番号

８）各包装物には第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

１）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

２）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

３）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。

６）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。

ア）包装物にリチウム金属電池が収納されている旨

イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨

ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）

エ）荷主の電話番号

オ）リチウム金属電池　包装基準968セクションⅡにより輸送する旨

７）各包装物には第３号様式及び第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

８）当該包装物を含む積み荷は、他の積み荷と分けて輸送人に引き渡されること。

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。

なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。